

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 27日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 茨城県日立市幸町三丁目1番1号

氏 名 三菱重工業株式会社 日立工場

工場長 宮本 義之

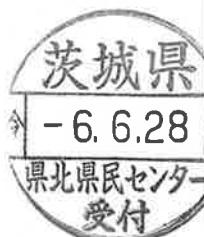
電話番号 0294-20-8000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱重工業株式会社 日立工場
事業場の所在地	茨城県日立市幸町三丁目1番1号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	電気機械器具製造業
②事業の規模	2,656億円
③従業員数	1,624人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	表1の通り



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

図1の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	表2の通り	
	排出量	表2の通り	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物削減を進めるため、毎年廃棄物の削減計画を作成し発生の抑制、削減に努めている。 ・製造部署と連携し廃棄物削減について協議している。 		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	表3の通り	
	排出量	表3の通り	
	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の取り組みを推進し今後も廃棄物の発生抑制、削減に努める。 		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物分類基準を作成し、分別を徹底している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	表2の通り	
	全処理委託量	表2の通り	
	優良認定処理業者への処理委託量	表2の通り	
	再生利用業者への処理委託量	表2の通り	
	認定熱回収業者への処理委託量	表2の通り	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	表2の通り	
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物を適正に処理委託できる業者を選定し、契約前の現地確認及び定期的な現地確認を行い適正処理に努めた。 ・可能な限り再生利用業者へ委託し、埋め立て処分量の低減に努めた。 			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	表3のとおり	
	全処理委託量	表3のとおり	
	優良認定処理業者への 処理委託量	表3のとおり	
	再生利用業者への 処理委託量	表3のとおり	
	認定熱回収業者への 処理委託量	表3のとおり	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	表3のとおり	
(今後実施する予定の取組) ・現在の取り組みを継続する。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		82.28t
	(今後実施する予定の取組等) ・電子マニフェスト管理実施中につき継続する。		
※事務処理欄			

表 1. 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

<特別管理産業廃棄物>

廃棄物の種類	中間処理方法	処理後の廃棄物
燃えやすい廃油	焼却	再生利用
廃酸(pH2以下のもの)	中和	再生利用
特定有害産業廃棄物(PCB)	焼却	再生利用

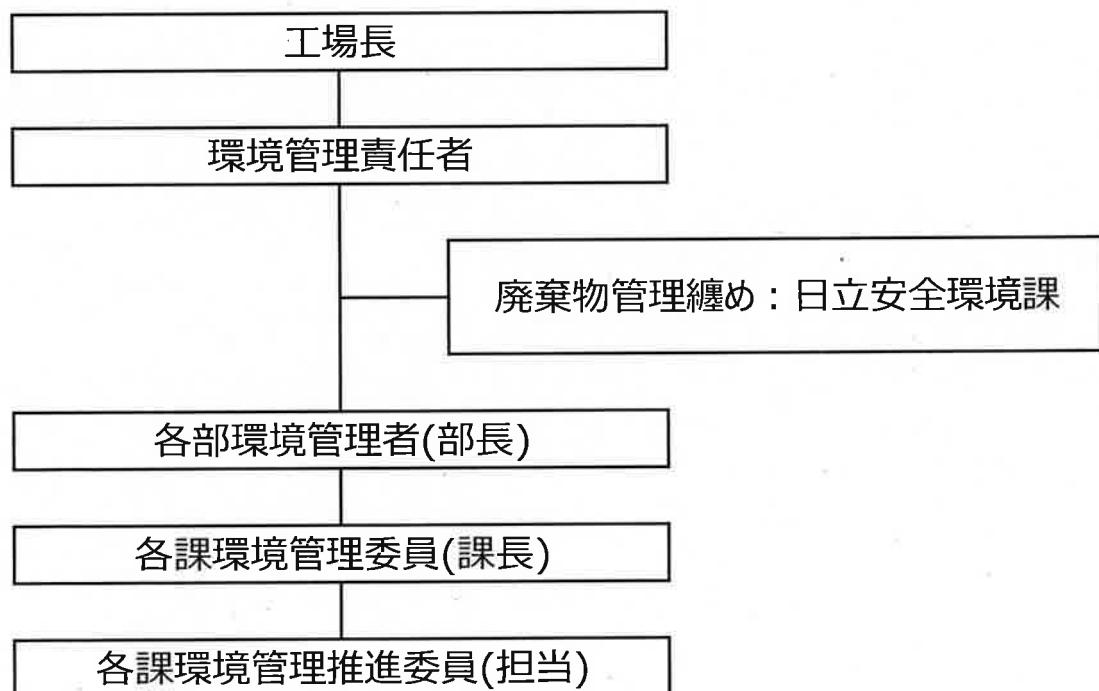


図 1. 廃棄物の処理に関する管理体制図

表2. 特別管理産業廃棄物処理計画書内訳（前年度（令和5年度）実績）

(単位:トン)

特別管理廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の排出に関する事項 排出量①	自ら行う特別管理 産業廃棄物の再生利用 に関する事項		自ら行う特別管理 産業廃棄物の中間処理 に関する事項		特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項	
		自ら熱回収を行つた 産業廃棄物の量②	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行つた 産業廃棄物の量④	全委託量 (①-(②+③+④))	認定熱回収業者への 処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者への 処理委託量
燃えやすい石油	11.15	—	—	11.15	11.15	—	—
腐酸 Ph2以下のもの	71.06	—	—	71.06	71.06	—	—
特定有害産業廃棄物 汚泥	0.07	—	—	0.07	0.07	—	—
特定有害産業廃棄物 廃PCB等	0.55	—	—	0.55	0.55	—	—
合 計	82.83	—	—	82.83	82.83	—	—

表3. 特別管理産業廃棄物処理計画書内訳（今年度目標値）

(単位:トン)

特別管理廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の排出に関する事項 排出量①	自ら行う特別管理 産業廃棄物の再生利用 に関する事項		自ら行う特別管理 産業廃棄物の中間処理 に関する事項		特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項	
		自ら熱回収を行つた 産業廃棄物の量②	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行つた 産業廃棄物の量④	全委託量 (①-(②+③+④))	認定熱回収業者への 処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者への 処理委託量
燃えやすい石油	11.04	—	—	11.04	11.04	—	—
腐酸	70.35	—	—	70.35	70.35	—	—
特定有害産業廃棄物 廃PCB等	0.07	—	—	0.07	0.07	—	—
特定有害産業廃棄物 PCB汚染物	0.54	—	—	0.54	0.54	—	—
合 計	82.00	—	—	82.00	82.00	—	—